

令和5年度第2回印西市学校適正配置審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年8月28日(月)午前9時30分～午前11時25分
- 2 開催場所 印西市役所4階 41会議室
- 3 出席者 桜井 繁光 委員、内田 圭子 委員、押田 香代子 委員、
井上 愛一郎 委員、渡邊 義規 委員、佐久間 庸夫 委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 大木教育長、鈴木教育総務課長、加藤学務課長、大知副参事、小名木係
長、井口主査補
- 6 傍聴者 1名
- 7 議事 (1) 原小学校区における通学区域制度の弾力的運用について
(2) 小倉台小学校区における通学区域制度の弾力的運用について
(3) その他(報告事項)
①原小学校校舎増築に伴う対応の経過報告等の説明会の報告について
②第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針(素案)について
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第、資料1から資料4までとなっておりますが、不足はございませんでしょうか。

<不足なし>

事務局 次に、会議の公開と傍聴についてございますが、当審議会につきましては、印西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、事務局が作成した傍聴要領に沿って受付しておりますことをご報告いたします。

なお、現時点での傍聴者は1名でございますが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時入室を許可したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、会議の録音及び会議録の署名についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

また、会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方をお願いしており、

本日は、押田委員と渡邊委員にお願いいたします。

なお、会議録につきましては、ご署名いただいた後、市役所の行政資料室への設置やホームページへの掲載により公表いたします。

会議録の公表にあたりましては、発言者の氏名を伏せて行いますことを申し添えます。

それでは只今より、令和5年度第2回印西市学校適正配置審議会を開催いたします。

はじめに、会議の開催について、ご説明とご報告をさせていただきます。

印西市学校適正配置審議会設置条例第7条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、6名中6名でございますので、同条例の規定に基づく定足数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

はじめに、次第の2、会長あいさつ、井上会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

会長 本日の議題ですが、原小学校区における通学区域制度の弾力的運用についてが中心的な議題となっております。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは議事進行をお願いします。

議長 それでは、はじめに議事(1)原小学校区における通学区域制度の弾力的運用について説明をお願いします。

事務局 【資料1に基づき説明】

議長 ご質問と意見ありましたらお願いします。

委員 基本的な総論についてはよろしいと思っております。少しでも原小学校の大規模化を緩和するために通学区域制度の弾力的運用を行っているものかと思っております。質問と意見について、2点あります。

1点目ですが、原小学校についての資料を見ると、アンケートの段階では85名の方が学区外就学を希望されています。各学年15名程度という人数は、1,500人から1,700人に及ぶ児童数から考えると、通学区域制度の弾力的運用をもって大規模校の状況を解消する対応としては若干弱いと思われれます。弾力

的運用を行わないよりはよいと思いますが、全体的な大規模化を解消できるものではないと思います。

2点目につきましては、資料1の原小学校の推計結果と第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）の推計結果の数値が異なっているということです。数字は時が経てば新しくなるものですが、同時期に提示された資料の数字が異なるとどちらが正しいものであるのかわかりません。ピークの時期や人数が違うので、資料としては統一したほうがよいと思います。

議長 ありがとうございます。今、2点ありました。1点目については通学区域制度の弾力的運用では大規模化が解消されないという話です。2点目は数値の整合を図ってほしいとのこと。いかがでしょうか。

事務局 1点目については、貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思います。2点目の推計の数字の差異については、基本方針の数値につきましては、令和4年度の推計業務委託の結果が記載されておりますが、原小学校の通学区域制度の弾力的運用の説明の資料については、直近の状況がわかるように、推計業務委託を行っている業者からの速報値を参考として用いたことから違いが生じたものでございます。

なお、基本方針の数値につきましても、令和5年度の推計業務委託の結果が確定しましたら、数値を更新する予定でございます。

議長 作成した時点の新しい数値を反映させるということですね。
弾力的運用の対象校として高花小学校、いには野小学校、本埜小学校及び船穂小学校と4校ありますが、西の原小学校については収容力が望めないことから対象校としていないものでしょうか。

事務局 西の原小学校については、施設教室数の不足が見込まれることから対象としておりません。

議長 その他にご質問、ご意見はよろしいでしょうか。それでは、4月1日からの運用をよろしく願います。続きまして議事（2）小倉台小学校区における通学区域制度の弾力的運用について説明をお願いします。

事務局 【資料2に基づき説明】

議長 それでは、質問ご意見がありましたら願います。

委員 通学区域制度の弾力的運用の対象校についてですが、原小学校との兼ね合いで、船穂小学校を対象とすることは検討されなかったのでしょうか。

議長 対象校に船穂小学校が入っていない理由はいかがでしょうか。

事務局 船穂小学校につきましては、小規模特認校の制度の利用が可能であるので通学区域制度の弾力的運用の対象とはいたしませんでした。

議長 委員の皆様いかがでしょうか。

委員 真名井の湯の跡地に401戸のマンションが開発されるとのことですが、中央南に位置するので、小倉台小学校まで通うのには長い距離があります。通学区域制度の弾力的運用を利用して木刈小学校に通学する場合には、さらに遠いです。原小学校区ではスクールバスを出すとのことですが、小倉台小学校区ではスクールバスを運行しないのでしょうか。

事務局 小倉台小学校区におけるスクールバスの運行については考えておりません。原小学校区と同様の通学区域制度の弾力的運用ではありますが、小倉台小学校区の中でも木刈小学校に近い地区からの利用を見込んでいます。

議長 原小学校と並べると片方はスクールバスを出し、片方は出さないとダブルスタンダードにならないでしょうか。距離はいかがでしょうか。

事務局 小倉台小学校区が一番遠い地点から木刈小学校までは約2.5kmですが、原小学校については高花小学校までが約3km、いには野小学校までが約4kmを超えます。原小学校区については通学距離が長いことからスクールバスを出すことを考えております。

議長 船穂小学校や本埜小学校までの距離はいかがでしょうか。

事務局 さらに遠方となり、4kmを超える地域があります。

議長 小倉台小学校区における通学区域制度の弾力的運用では、通学距離が約2.5kmで、原小学校区の場合と比較して短距離となるので、スクールバスは運行しないということですね。

委員 スクールバスの件に関連してですが、小倉台小学校区の中でも小倉台3丁目の

地区では木刈小学校に通ってもよいという意見の保護者がいらっしゃいました。距離的にも木刈小学校に徒歩で通学することが可能です。

一方、真名井の湯の跡地に建設されるマンションから小倉台小学校を超えて木刈小学校に通うのは遠いです。小倉台小学校区における通学区域制度の弾力的運用としては、小倉台小学校区で木刈小学校に近い人が通学することになるのではないのでしょうか。

真名井の湯の跡地のマンションに入居した方が学区外就学を希望された場合には、こうした状況を説明することが必要ではないのでしょうか。スクールバスを運行しないことについては、中央南から木刈小学校へはバスを運行するには狭い道もあるので、仕方がないと思います。

議長 ありがとうございました。

事務局 中央南の保護者から学区外就学の希望がありましたら丁寧に説明を行いたいと思います。今、委員の説明にありましたが、小倉台小学校区における通学区域制度の弾力的運用の利用としては、木刈小学校に近い地域の児童や、大人数で学校生活を送ることが難しい児童を想定しているところです。

議長 今までの意見や、事務局の説明を含めていかがでしょうか。保護者の方にもいろいろな情報が入ってくると思うので、原小学校区ではスクールバスが出て、小倉台小学校区ではスクールバスが出ないことについて、納得する説明ができることが大事であると思います。また、多くの人数の児童に動いてもらいたいという意図があるのであれば、スクールバスを出したほうが、その可能性は大きいです。ただし、小倉台小学校の場合は児童数が減少の傾向にあるので、原小学校区のように強くすすめていくものでもないという印象を持っています。

事務局 真名井の湯の跡地がマンションになるという話が出た時に、以前の推計のように1, 300人を超えるような大規模校になるのであれば、マンションに入居する子供たちが小倉台小学校に通うためには、さらに教室を作らなければならなくなるので、マンションの学区を小倉台小学校から原山小学校に変更することも考えていました。

しかし、小倉台小学校の児童数の推移が推計よりも少なく1, 200人には達しない状況であり、現在の小倉台小学校の教室数で受け入れが可能であることから、学区は変更しないこととしました。

ただし、大規模な学校環境が合わないお子様もいらっしゃることから、原小学校と同様に隣接する学校に学区外就学が可能ないように通学区域制度の弾力的運用を実施するものです。

隣接する学校には、原山小学校もありますが、木刈小学校であれば、進学先の中学校が小倉台小学校と同じ木刈中学校となり、一緒に小学校で学習した子供たちと同じ中学校に通えるので、木刈小学校を対象校としています。

議長 ありがとうございます。他にご意見はありますか。原案どおりでよろしいでしょうか。

委員 小倉台小学校については、令和4年度にいろいろな数字を確認していた際には、令和11年には1,000人をきってピークを越えたと思っていました。去年に説明を受けた中では開発のことは話に出てきていませんでしたが、真名井の湯の跡地の建設のように開発があると油断できないなと思います。

議長 ご意見として賜りたいと思います。他には何かありますでしょうか。ないようですので、原案どおりとさせていただきたいと思います。それでは次に、その他の報告事項①原小学校校舎増築に伴う対応の経過報告等の説明会の報告について議題とします。

事務局 【資料3に基づき説明】

議長 第2校庭の整備やスクールバスの運行ということで、ここまでこぎつけるのはたいへんだったと思いますが、大きな進展かと思います。何かご意見があればいかがでしょうか。

委員 説明で警備員を配置するということでしたが、資料にある介助員と警備員は別として考えてよろしいでしょうか。

事務局 介助員と警備員は別でございます。介助員につきましては授業のサポートをするもので、警備員については第2校庭に行く際の横断歩道の安全確保のために配置するものです。

議長 その他、いかがでしょうか。

委員 スクールバスのことについてお伺いします。以前より、費用が課題としてあったかと思いますが、3ルートで朝1便夕方2便運行するとすると、予算として、どれくらいかかるのでしょうか。

事務局 現段階で他の学校のスクールバスについては朝1便夕方2便で、おおむね65

0万円から700万円かかっております。同様の費用としますと高花小学校2ルート、いには野小学校1ルートとして、単純計算で2,100万円の費用が見込まれます。ただし、国交省からバスの運賃体系について見直される旨お知らせがあり、1.5倍ほどになることが予測されています。新料金での費用については現在、積算中です。

議長 現状で2,100万円ほどということですね。

委員 予算取りは可能なのでしょうか。

事務局 予算に関しては事前に財政担当部局へスクールバスを運行したい旨交渉しています。具体的な金額については今後、折衝していく予定です。

議長 それでは他に何かありますでしょうか。

委員 しばらくの間に、第2校庭の整備や屋上運動スペースの確保、介助員、警備員の配置など、知恵を絞って様々なできうことが実施されているように思います。しかしながら、そのようにしても、説明会では体育館はどのようにするのか、図書室が足りないのではないかな等の指摘があります。

また、大規模校の解消にはいたらないので、分離新設についての要望の話も出ています。現在のやり方で新設をしないで乗り切れるのか保護者の方が不安を抱かれている印象を資料から受けました。

また、以前に検討すると回答した内容について質問で問われても、検討している最中だと回答を続けている状況が続いていますが、いつか答えを出していかないとしょうがないという感じがします。

子供たちの幸せとか、保護者の皆様の理解が得られるのかということについては、まだまだ若干の課題があるのではないかと感じるところです。

先ほど、スクールバスの話が出ましたが、1年生と6年生では学校が始まる時間も終わる時間も違います。登校時間は同じでも陸上練習の朝練があつたりします。すると、行きだけで、早い分と遅い分で2回のバスの運行が必要になります。また、帰りも時間に前後があつたりしますので、スクールバスをやり始めると思っていたとおりではないことも出て、予算がどのようになっていくかということについては未知数な部分もあるのではないかと印象を受けました。

議長 いろいろな課題が今後も残ってくるのではないかと思います。そういうことを想定しながら保護者には丁寧に説明をお願いしたいと思います。施設面についての確認ですが、体育館についてはひとつですが、図書室については追加で作られ

るような予定かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 資料3中の1-2に増築工事の概要を記載しておりますが、3階と2階に図書室を設置する計画でございます。

委員 学童クラブについて、原小学校の図書室を学童クラブに転用することですが、図書室の機能はなくなるのでしょうか。

事務局 現在、学童が不足しているということで小林小学校において実施していますが、図書室を放課後に学童クラブのスペースとして貸すこととなります。日中は図書室として使用し、放課後に学童クラブとして使用することを考えています。

委員 学童クラブについて、これまで審議会で話題になったことはありませんでしたが、審議する上で学童というのも非常に重要な位置づけになると思われました。

資料を見ますと、待機児童が出ています。原小学校では原学童クラブ、原第2学童クラブ、原第3学童クラブが原小学校内にありますが、増築工事を行う場合には、学童クラブの場所も考えなければいけないです。

委員 令和5年からピークの令和11年にかけて、児童数が約500人増加する見込みであるので、学童の需要も増えていくと思われれます。どのように対応していくかということについては、保育課の考えがあるかと思いますが、学童を敷地内に作るスペースがない中、増築棟には図書室が2つあり、位置的にもトイレが近くにあるので、この先、学童として利用が考えられる設計であると思われました。あとは、放課後子供たちが移動して教室スペースに入って来た時のセキュリティが確保されればと思います。

議長 ありがとうございます。学童については基本的には本審議会の審議の対象外ではありますが、何かの機会に関係課にお伝えいただければと思います。

委員 資料を見ますと船穂小学校には学童クラブがありません。原小学校の通学区域制度の弾力的運用のアンケートでは船穂小学校への学区外就学者の希望者は1名でしたが、船穂小学校に新しく学童クラブができれば学区外就学者が増えるのではないのでしょうか。

現在、4年生、5年生になると学童に預けることができない状況があるので、学童クラブの状況によって、学区外就学先の学校を選ぶという観点があると思います。船穂に学童を作るという新しいアイデアも船穂小学校の需要を増やすのにはよいのではないかと思います。

事務局 学童クラブについては、保育課と協力して情報を共有したいと思います。船穂小学校については既に最寄りの印西しおん幼稚園で学童クラブを行っています。しおん幼稚園から船穂小学校への迎えもございますので、船穂小学校に学童クラブの設置はしていないものです。

議長 他にいかがでしょうか。

事務局 学童については本審議会で審議していただく内容ではないのですが、どこの市町村も学童保育の需要が出てきて、学校が終わってから子供たちを保育する施設なので学校の敷地内に作っています。

しかし、大規模校については学校の教室不足により校舎を増築しており、印西市も同様ですが、学童の建物を敷地内に建てるのが難しくなっています。

このことから保育課に学校施設の一部を放課後、学童として使用しないか提案し、小林小学校では図書室を学童として利用しているところです。

保育課からは管理上学校施設だと不都合が生じる場合があるので学童のための専用の施設の要望もあるのですが、学校の敷地を狭くできないという状況があります。

議長 学童についてはよろしいでしょうか。第2校庭に関する事で、1点要望があります。第2校庭への横断のために警備員を配置するという事ですが、二車線の道路で交通量もあるので子供の安全を考えて、歩道橋か、地下トンネルがあったほうが、より安全確保ができると思いますので、是非、そちらの設置に尽力をお願いしたいと思います。

事務局 歩道橋については、たしかに確実に渡れる方法としてあるのですが、設置場所の敷地が必要なことや、また億単位の費用がかかる試算もあり、すぐには実現が難しいものと考えています。安全対策としては警備員の配置、待機場所の設置、青信号の時間の延長の要望といったできる範囲での対応を考えています。

議長 いろいろ、難しい部分はあると思いますが、子供はどのような行動を取るのかわかりません。警備員がいても、100%子供の行動を予測できるとは限りません。命に係わることでありますので、歩道橋を設置していただいたほうが保護者の方に納得していただけたと思います。たいへんなところはありますが、設置について尽力いただければと思います。ここで休憩を取りたいと思います。

< 暫時休憩 >

議長 再開いたします。その他の報告事項②第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）について議題としたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料4に基づき説明】

議長 素案について何かご意見ご質問等があればお伺いしたいと思います。資料については、次回から、変更点については赤字で示していただくとよいと思います。

事務局 かしこまりました。

委員 パブリックコメントを実施するとは、どのようなことをやるのでしょうか。

事務局 パブリックコメントにつきましては、まずは、市の広報やホームページで市民意見公募を実施することを周知します。また、基本方針の素案の冊子を市役所や出張所等に設置し閲覧に供し、市民の皆様より意見を募るものです。期間は9月1日から9月15日までを予定しております。いただいた意見につきましては、市民意見公募の結果としてホームページに掲載いたします。素案の修正等が必要なものがありましたら意見を参考とし、基本方針（素案）から基本方針（案）を策定したいと考えております。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 8ページの数値については、小倉台小学校の数値についても、令和5年度の推計の数値に更新されるという理解でよろしいでしょうか。

また、41ページの下段について西の原小学校から高花小学校への学区外就学者については前回4名ということでお話しいただいたところですが、内野小学校から原山小学校への学区外就学者については何名になるのでしょうか。

42ページについては、先ほどの話にありましたように、令和6年度より高花小学校、いには野小学校、船穂小学校、本埜小学校に弾力的運用を実施することが書いてあるのだと理解しました。

素案については、以前まで小学校10校、中学校5校の15校ということで審議してきたので、今回、急に9ページに財源の中で維持できる学校数が24校ということになり、どこをどうするのか、今の段階では整理できません。わずか2年の間で学校数が15校から24校と9校増えるのだとすると、この学校数もま

た変わるのではないかと感じてしまいます。そうすると、何を基準として話を進めていけばよいのかと翻弄されます。

議長　　まず、内野小学校から原山小学校への通学区域制度の弾力的運用の利用者の人数はわかりますでしょうか。

事務局　　利用者数につきましては年度当初は1名でしたが、現在は0名となっています。

議長　　学校数については、計画の根本に関わってくることです。昨年度までは15校という前提で、シミュレーションも15校を想定して行いました。これが24校になってしまうと、整合性がとれなくなります。具体的なシミュレーションの内容と24校という数字が一致せず、統一感がないような印象を受けました。

委員　　予算が増えたので維持できる学校数が変わったとの説明でしたが、予算の規模によって学校数が変わるというのもおかしいです。では、財政状況が悪化したら、学校を減らさなくてはいけないのか。そうではなく、学校数は児童の増え方によって変わっていくものではないでしょうか。

議長　　私たちが去年、検討したのは予算のこともありますが、学校適正規模について、このほうが子供たちにとってよりよい学校の環境になるだろうと思って議論したものです。たしかに財源として維持できる学校数について15校という数字もありましたが、適正規模を考えてシミュレーションをし、議論した結果として15校になったという側面もあります。なので、24校という数字をあえて書く必要はあるかということは疑問があります。

委員　　15校と24校では、パブリックコメントを実施した時の衝撃が違うと思います。

議長　　24校とした時に他の部分と整合が取れるのかということが問題にあります。例えば、44ページの学校適正配置の優先度の目安というのもここまでやらなくてもよいとなってしまいます。

事務局　　その点については、こちらも悩んでいるところです。学校を適正に運営するために適正な配置をしていきたいというのが基本方針のねらいです。しかし、財政的に厳しい自治体では学校を存続させていくということが現実的には不可能です。平成28年に印西市学校適正規模・適正配置基本方針を策定した際には、まだ財政的な面での市の計画がなかったので、基本計画に財政面についての記載はあ

りませんでした。

その後、平成29年3月に印西市公共施設等総合管理計画が策定され、小中学校を何校維持管理できるのかということを試算したところ15校となりました。

ただし、一概に財政的な面だけで15校に減らしていくことは現実的ではないので、実際には学校の地域性や、学区の状況に応じて検討していくものです。

印西市公共施設等総合管理計画については、令和5年9月に改訂が予定されており、財源から維持できる学校数については24校に変わります。第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針を策定する際には、新しい印西市公共施設等総合管理計画が策定されていますので、財源から維持できる学校数についても数値を更新する必要がありました。

ただし、財政的な面を考慮したとしても、子供達に適正な学校教育を行える体制を作っていくということが大前提です。財源から維持できる学校数について15校から24校に変わったとしても、例えば、小規模校が増えてしまうのであれば、24校から20校にするといったことを検討しなければなりません。財源の面と教育の面は関連していますが、財源の面が全てではありません。このため、財源面で数値は変わりましたが、基本方針については答申をいただいた時の流れに従って構成させていただいております。不都合な部分がありましたら、ご指摘をお願いします。

また、現在、推計業務を委託している中学校区の推計につきましても基本計画の策定の際には、最新の数値に更新することを予定しています。

委員 事情は理解しました。40ページを見ていただくと、印西市における学校適正配置の検討結果が掲載されています。適正規模で考えると全部で6中学校区にするのが望ましいということですが、しかしながら、44ページでは望ましい学校数として中学校8校と記載され、検討結果と一致していません。また、どの学校が実際8校として残るのかということがわかりません。学校適正配置を実施していく過程で24校の時期があるということであれば納得がいきますが、適正配置の検討結果として望ましい学校数ではないのではないのでしょうか。結論の部分と検討結果に若干のずれがあると思います。

議長 44ページの今後の進め方について、二段構えにして記載するのはいかがでしょうか。印西市の学校適正配置の将来の一つの目標としては15校とし、ただし、15校とするまでの間にはいくつか段階があると思いますので、前段階として、財政面を考えて24校を一つの目安とするというように書くと、辻褄が合うのではないのでしょうか。

委員 適正規模の観点からは将来的には15校とするのがよいと思います。

議長 望ましい学校数を15校とした場合であっても、9ページには財源から維持できる学校数について24校という数字がでてきてしまうので、矛盾が生じます。やはり、二段構えに記載するのはいかがでしょうか。

委員 15校を目指して学校適正配置を実施する過程で、24校の時代もあるということですね。

委員 小学校18校、中学校9校、合計27校の現状から小学校15校、中学校8校、義務教育学校1校にするというのは、六合小学校、平賀小学校、いには野小学校及び印旛中学校を義務教育学校にするということではないでしょうか。

委員 将来的にはさらに学校数は減っていくが、優先度に従い学校適正配置を進める過程で、印旛中学校区に義務教育学校を作って24校になることがあるということであれば、説明できると思います。

議長 この場で具体的に文章を決めるのは難しいので、ひとまず意見を出していただいた後は、事務局で検討していただき、パブリックコメントを実施していただければと思います。方向性としては二段構えで、いかがでしょうか。

事務局 皆様からご意見をいただき、検討していきたいと思います。

委員 二段構えでよいと思いますが、印旛中学校よりも船穂小学校や本埜中学校の優先順位が先だろうという意見もあると思います。そういった意見も踏まえながら、ご理解いただけるようにしなければなりません。

委員 素案の44ページの一番下の所に、船穂小学校については小規模特認校の効果を検証の上、優先度を見直すことが記載されています。本埜中学校も関連しますが、小規模特認校の制度の効果について検証し、優先度に反映いただければと思います。

議長 他に意見はよろしいでしょうか。また、次回もありますので、その際に意見をいただければと思います。それでは、本日の議題につきましてはすべて終了しました。進行のほうを事務局にお返ししたいと思います。

事務局 ありがとうございました。
続きまして、次第の4、その他に入らせていただきます。

事務局から、連絡事項がございますので、よろしくお願ひします。

<次回の会議日程及び委員報酬について説明>

事務局 事務局からの連絡事項等は以上でございます。
その他ということで、委員の皆様からは何かございますか。

<なし>

事務局 それでは、以上をもちまして令和5年度第2回印西市学校適正配置審議会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ありがとうございました。

会議資料

- ・会議次第
- ・資料1 原小学校区における通学区域制度の弾力的運用について
- ・資料2 小倉台小学校区における通学区域制度の弾力的運用について
- ・資料3 原小学校校舎増築に伴う対応の経過報告等の説明会の結果について（お知らせ）
- ・資料4 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）

令和5年度第2回印西市学校適正配置審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和5年10月13日

委員 押田 香代子

委員 渡邊 義規